

平成31年3月27日

北海道行政書士会会員 各位

北海道行政書士会
研修部長 森越 博嗣

平成31年度 総合法学講座のご案内

平素より当会の事業活動にご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本研修の目的は、行政書士北海道ADRセンター調停人として必要とされる基礎法学を学び、業務遂行能力の向上を目指すことにあります（調停人となることを希望しない会員が本研修を受講することに差し支えはありません）。

受講を希望される方は、別添の受講申込書で5月31日（金）までに本会事務局宛にお申し込みください。

記

- 1 主 催 北海道行政書士会
- 2 協 力 札幌弁護士会会員、本会会員
- 3 受講対象者 北海道行政書士会会員（補助者は受講できません。）
注）6か月以上の会員滞納者は受講できません。
- 4 資料代 資料代として、コース1、2は2,000円を、コース3は1,000円を徴収いたします（各研修開催日の受付時に受領します）。
注）資料代は受講料ではありませんので、受講の有無にかかわらず返金しません。
欠席の場合は後日資料を送付いたしますので、ご理解をお願いします。
- 5 受講定員 各コース40名（定員到達次第締め切り）
- 6 研修会場 札幌：北海道行政書士会館2階（札幌市中央区北1条西10丁目）
函館、旭川、帯広、釧路、北見の各市内（受講申込者には後日改めて詳細をご連絡します。）
*札幌以外の会場は、札幌での研修をリアルタイムでネット配信します。
*札幌以外の会場では、1会場当たり2名以上の受講者がいない場合には、配信は中止といたします。
- 7 受講申込期限 平成31年5月31日（金）
- 8 コース別日程・科目・講師

【認証紛争解決（ADR認証）基礎課程（裁判外紛争解決手続特化コース1）】敬称略

開催日	時間割	科目	講師
7月6日（土）	1時限・2時限	①民事訴訟法 （概論・訴訟手続）	弁護士 中村憲昭
	3時限・4時限	②民事執行法 （総論・強制執行）	弁護士 中村憲昭

【認証紛争解決（ADR認証）基礎課程（裁判外紛争解決手続特化コース2）】敬称略

開催日	時間割	科目	講師
7月20日（土）	1時限・2時限	③民事特別法Ⅱ （借地借家法）	弁護士 作間豪昭
	3時限・4時限	④労働法	弁護士 土田 史

【認証紛争解決（ADR認証）基礎課程（裁判外紛争解決手続特化コース3）】敬称略

開催日	時間割	科目	講師
8月3日（土）	3時限・4時限	⑤出入国管理及び難民認定法 （入管法）	行政書士 皆川ふみ子

9 時間割

第1時限 9：30～11：00

第2時限 11：10～12：40

昼 食

第3時限 13：40～15：10

第4時限 15：20～16：50

10 注意事項

（1）総合法学講座科目及び修了証交付基準

課 程	科 目	修了証交付基準
認証紛争解決（ADR認証）基礎課程 （裁判外紛争解決手続特化コース）	①民事訴訟法（概論・訴訟手続）	全科目
	②民事執行法（総論・強制執行）	
	③民事特別法Ⅱ（借地借家法）	
	④労働法	
	⑤出入国管理及び難民認定法（入管法）	

（2）その他

① 科目15分以上の遅刻、離席又は早退は欠席とみなします。

② ビデオ、カメラ等による撮影及び録音による記録は禁止します。

平成 3 1 年 月 日

平成 3 1 年度 総合法学講座 受講申込書

(メール (gyosei@mrd.biglobe.ne.jp) の場合は、下記内容を記載して送信願います。)

平成 3 1 年度 総合法学講座の受講を申し込みます。

会員番号 (4 桁)	
所属支部	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	
ふりがな	
氏 名	
受講希望コース (希望コースに○印を 付けてください。)	・ 認証紛争解決 (A D R 認証) 基礎課程 コース 1 (7 月 6 日) コース 2 (7 月 2 0 日) コース 3 (8 月 3 日)
受講会場 (希望会場○印を付け てください。)	<会場> 札 幌 <ネット配信会場> 函 館 旭 川 帯 広 釧 路 北 見

申込期限 平成 3 1 年 5 月 3 1 日 (金)

研修部からの受講上の注意事項

研修実施細則（最終改正：平成２８年１０月１４日理事会承認）に基づき、研修部が所管する研修を受講できない場合の条文（抜粋）は下記の通りです。

第２章 研修の実施

（受講対象者）

第４条第２項

入会後３年以内に新入会員研修を修了していない者（第１６条の２に規定されるものを除く、以下同じ。）は、前条第三号から第七号までの研修を受けることができない。

ちなみに、第３条第１項第三号乃至第七号は下記の通りです。

三 総合法学講座

四 法定業務研修（行政書士法第１条の２に規定する法定業務の研修）

五 法定外業務研修（行政書士法第１条の３に規定する法定外業務の研修）

六 講師養成研修

七 その他必要な研修

第３章 研修の内容

（免除規定）

第１６条の２ 新入会員の内、行政書士法第２条第二号から第五号までに規定する者は第１３条第一号に規定する職業倫理のみの受講にて、新入会員研修を修了した者とみなす。

以 上

平成31年3月27日

会員各位

北海道行政書士会研修部長 森越 博嗣

「平成31年度 入管業務研修」のご案内

平素より当部の事業活動にご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年12月8日、「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立し、同月14日に公布されました。

この改正法は、在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設、入国在留管理庁の設置等を内容とするもので、一部の規定を除き、同31年4月1日に施行されます。

そこで、札幌入国管理局（新：札幌出入国在留管理局）にご協力を賜り、次のとおり「平成31年度入管業務研修」を実施しますので、受講を希望される方は、4月24日（水）までに本会事務局宛申込をお願いします。

記

- 1 日 時：2019年5月15日（水） 13：30～14：45（講義）
14：45～15：00（質問応対）
- 2 場 所：札幌：札幌市教育文化会館 4階 講堂（札幌市中央区北1条西13丁目）
函館、旭川、帯広、釧路、北見の各市内（受講申込者には後日改めて詳細
をご連絡します）
- 3 講 師：札幌出入国在留管理局 審査部門 統括審査官 北 晴美 氏
- 4 講義内容：「入国・在留手続きについて」 ～改正入管法及び最新の入管情報等～
特に、改正入管法での申請取次に関する解説
- 5 受講定員：150名（札幌ではこの定員になり次第締め切ります）
- 6 申込方法：申込書をFAXで送信するかEメールで申し込み願います
- 7 受講料：無料
- 8 そ の 他：講義の後に、受講者から事前にいただいた質問について講師から返答をい
ただきますので、質問がある方は、4月24日（水）までに、FAXで送信
するかEメールで北海道行政書士会宛に送付願います（書式は任意）。

平成31年度 入管業務研修申込書

北海道行政書士会 御中

2019年5月15日（水）開催の研修の受講を申し込みます。

受講希望場所	☐ 札幌	☐ 函館	☐ 旭川
	☐ 帯広	☐ 釧路	☐ 北見
※いずれかにチェックを入れて下さい。			
会員番号（4桁）		ふりがな 氏 名	
所属支部			
電話番号		FAX 番号	
メールアドレス			

北海道行政書士会 FAX番号：011-281-4138

メールアドレス：gyosei@mrd.biglobe.ne.jp

※メール申込の場合には、件名を「入管業務研修申込」とし、本文に上記必要事項を記入して下さい。

申込締切：平成31年4月24日（水）（定員になり次第締め切ります）